

税務Q&A



成年年齢引下げと贈与税・相続税改正 ～贈与や相続の時期にご注意ください～

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 戸江 千枝
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp>)

民法の改正により成年年齢が引き下げられたことに伴い、贈与税・相続税の20歳を基準とする要件も18歳に引き下げられる改正が行われました。令和4年4月1日を境に判断の基準が異なりますので注意が必要です。

Q 民法の改正で成年年齢が引き下げられたことで、事業承継税制の年齢要件も引き下げられたと聞きました。そこで、現在19歳の孫に株式(非上場株式)を贈与し、事業承継税制の適用を受けようと考えていますが、適用を受けることはできますか。

A 令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、事業承継税制では、令和4年4月1日以後の贈与について、贈与の日において受贈者が18歳以上であることが要件となりました。しかし、仮に、令和4年3月31日以前に株式の贈与を行った場合には、従来通り20歳以上が年齢要件ですから、この制度の適用は受けられません。つまり、ご質問のような場合、令和4年4月1日以後の贈与であれば、お孫さんへの贈与について事業承継税制の適用を受けることができます。

ただし、同制度の適用には他にも様々な要件があることにはご注意ください。

Q 令和4年2月に母から評価額1,000万円の土地の贈与を受けました。私は令和4年4月に20歳になりましたが、相続時精算課税の適用を受けることができますか。

A 成年年齢の引下げによって、相続時精算課税の年齢要件が、令和4年4月1日以後の贈与については、その年1月1日における年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。しかし、ご質問の場合、贈与の日が令和4年3月31日以前ですので、改正後の要件は適用されず、贈与をした年の1月1日に20歳以上という従前の要件が適用されます。したがって、相続時精算課税の適用を受けることはできず、暦年課税(基礎控除額110万円)により計算した税額で、令和5年2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告を行うことになります。

Q 令和4年3月に父から現金300万円を、また同年6月に祖父から現金500万円の贈与を受けました。私は、令和4年5月に19歳になりましたが、贈与税の申告にあたって注意すべきことはありますか。

A 令和4年1月1日においては18歳でしたので、令和4年3月31日以前である令和4年3月に受けた贈与については、一般の税率が適用されますが、令和4年6月に受けた贈与については、特例税率が適用できます。特例税率とは、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与を受けた場合に適用される一般より低い税率を言います。ただし、適用に当たっては年齢以外の要件もあるのでご注意ください。

贈与税・相続税の成年年齢の引き下げに伴う改正点は概ね下の表のとおりです。特に贈与税には年齢の他にも様々な適用要件がありますので、事前に税理士等の専門家に相談されることをお勧めします。

区分		受贈者や相続人等の年齢要件	
		令和4年3月31日 以前の贈与・相続等 の場合	令和4年4月1日 以後の贈与・相続等 の場合
贈与税	・相続時精算課税 ・住宅取得等資金の非課税等 ・贈与税の特例税率・ 相続時精算課税適用 者の特例	その年1月1日に おいて20歳以上	その年1月1日に おいて18歳以上
	・事業承継税制	贈与の日において 20歳以上	贈与の日において 18歳以上
	・結婚・子育て資金の 非課税	結婚・子育て資金 管理契約締結の日 において20歳以上 50歳未満	結婚・子育て資金 管理契約締結の日 において18歳以上 50歳未満
相続税	・未成年者控除	相続等の日におい て20歳未満	相続等の日におい て18歳未満

参考法令:相続税法21の9、相続特別措置法70の2、70の3、震災特例法38の2、相続特別措置法70の2の5、相続特別措置法70の2の6～70の2の8、相続特別措置法70の6の8、70の7、70の7の5、相続特別措置法70の2の3、相続税法19の3